

プレミアムTV with U-NEXT 利用規約(N)

第1条 (目的)

株式会社ハイホー（以下「運営元」といいます。）は、運営元が運営する会員制サービス「Toppa!」（以下「Toppa!」
といっています。）の会員（以下「会員」といいます。）を対象に、以下に定める「プレミアムTV with U-NEXT 利用規
約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「プレミアムTV with U-NEXT」（以下「本サービス」といいます。）
を提供するものとします。

第2条 (本サービスの定義)

会員は、「本サービス」に申込みることにより、以下のプランに応じて、株式会社U-NEXT（以下「提供元①」と
いいます。）が提供する「ユーネクストビデオサービス」、「ペイ・パー・ビューサービス」、「BookPlace for U-NEXT」、
「音楽chポイントサービス」及び「ペイ・パー・ビューサービス」に関するプログラムガイド誌（以下、総称し
て「提供元①サービス」といいます。）、並びに、株式会社エコネクト（以下「提供元②」といいます。）が提供す
る「Toppa! Wi-Fi by econnect サービス」（以下「提供元②サービス」といいます。）を利用できるものとします。

①動画見放題プラン (N) [事務手数料：3,000円 (税抜)]

<サービス内容>

- ・提供元①が提供する「ユーネクストビデオサービス」、「ペイ・パー・ビューサービス」及び「BookPlace
for U-NEXT」、並びにこれらサービスの利用に使用できるU-NEXTポイント（以下「本ポイント」とい
います。）の付与（毎月2,200ポイント）[提供元①における通常価格：3,990円 (税抜) /月]
- ・提供元②サービス[提供元②における通常価格：362円 (税抜) /月]

<月額利用料>

2,980円 (税抜) /月 ※通常価格総額からの割引額：1,372円 (税抜) /月

②ホリデープラン (N) [事務手数料：3,000円 (税抜)]

<サービス内容>

- ・提供元①が提供する「ユーネクストビデオサービス」における「ペイ・パー・デイサービス」（各月毎に
7日分。当月のみ有効）、「ペイ・パー・ビューサービス」及び「BookPlace for U-NEXT」並びに本ポイ
ントの付与（毎月500ポイント）[提供元①における通常価格：980円 (税抜) /月]

※ホリデープランには、提供元②サービスは含まれません。

<月額利用料>

980円 (税抜) /月

③エンタメパックプラン [事務手数料：3,000円 (税抜)]

<サービス内容>

- ・提供元①が提供する「ユーネクストビデオサービス」における「ペイ・パー・デイサービス」（各月毎に
7日分。当月のみ有効）、「ペイ・パー・ビューサービス」及び「BookPlace for U-NEXT」並びに本ポイ
ントの付与（毎月500ポイント）[提供元①における通常価格：980円 (税抜) /月]
- ・提供元①が提供する「音楽chポイントサービス」及び本ポイントの付与（毎月600ポイント※）[提供
元①における通常価格：490円 (税抜) /月]
※契約者が、「音楽chポイントサービス」を使用した場合、当該使用した日の属する月の翌月に付与さ
れるポイントは、600ポイントではなく、71ポイントとなります。
- ・提供元②サービス[提供元②における通常価格：362円 (税抜) /月]

<月額利用料>

1,680円 (税抜) /月 ※通常価格総額からの割引額：152円 (税抜) /月

④「ペイ・パー・ビューサービス」に関するプログラムガイド誌

※平成27年12月26日をもって、新規お申込み受付を終了しております。

<サービス内容>

- ・上記①～③のプランのオプションサービス。
- ・オプションサービスのご利用開始月は、月額利用料は発生せず、翌月分よりお支払いいただきます。

<月額利用料>
334円（税抜）/月

第3条（本規約の承諾および会員契約の締結等）

1. 会員は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約（以下「会員契約」といいます。）が成立するものとします。尚、会員のうち、運営元と会員契約を締結している会員を「契約者」といいます。
2. 前項の定めにかかわらず、提供元①サービス及び本ポイントに関する契約（以下「提供元①契約」といいます。）は契約者と提供元①との間で、提供元②サービスに関する契約（以下「提供元②契約」といいます。）は契約者と提供元②との間で、それぞれ締結されるものとします。

第4条（料金等）

契約者は、運営元が別途定める本サービスの事務手数料、月額利用料等（以下、総称して「料金等」といいます）を、運営元が指定する方法にて、運営元が指定する期日までに支払うものとします。

第5条（ポイント）

1. 本サービスのうち、本ポイントの付与は、毎月1日に行われるものとします。但し、契約者が、本サービスの利用を開始する月においては、当該ポイントの付与は行われずものとします。
2. 契約者が、本ポイントの追加購入を希望する場合、提供元①より本ポイントを購入するものとします。

第6条（本サービスの解約）

1. 契約者は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。
2. 契約者は、前項に定める方法により、各月の末日までに解約手続きが完了した場合、当該月の末日をもって会員契約の解約が成立するものとする。

第7条（解約後の措置）

1. 契約者は、契約者が運営元に対して既に支払った一切の料金等は返還されないことに合意するものとします。
2. 契約者は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、運営元に対する一切の債務を、契約者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとします。
3. 契約者は、会員契約が終了した場合においても、提供元①契約及び提供元②契約については、当該契約に関する解約手続きが完了しない限り、継続することを確認するものとします。

第8条（債権譲渡）

1. 契約者は、提供元①契約に基づく債権の全部及び提供元②契約に基づく債権の全部を、提供元①及び提供元②が運営元に対して譲渡すること、及び、当該債権譲渡に基づき、運営元が契約者に対して、当該債権に本サービスを適用して割引した料金に関する請求を行うことに合意するものとします。尚、この場合において、提供元①及び提供元②並びに運営元は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
2. 前項の債権譲渡は、提供元①及び提供元②が契約者に対して当該債権を取得した時点で、その都度行われるものとします。

第9条（契約期間等）

1. 運営元にて、契約者の本サービスに関する支払方法の登録が完了し、運営元が契約者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日または別途運営元が指定する日より、契約者は、本サービスの利用が可能となります。

第10条（プラン変更）

1. 契約者は、運営元が指定する方法により、本サービスのプランを変更することができるものとします。
2. 契約者は、前項に定める方法により、各月の末日までに本サービスのプラン変更に関する手続きが完了した場合、当該月の翌月1日より当該変更後のプランが適用されるものとします。
3. 契約者は、「動画見放題プラン（N）」、「ホリデープラン（N）」または「エンタメパックプラン」よりプランを

変更する場合に限り、以下の内容の「0円プラン」(以下「本プラン」といいます。)に変更することができ
るものとします。

<サービス内容>

・提供元①から本ポイントを購入することにより、提供元①サービスにおけるPPV作品(有料作品)のみ
閲覧することができます。

※本プランでは、提供元①サービスにおける見放題作品(無料作品)の閲覧はできません。

※本プランには、提供元②サービスは含まれません。

<月額利用料>

なし

3. 契約者が本プランを解約する場合、契約解除料は発生しないものとします。
4. 契約者は、本プランから「動画見放題プラン(N)」、「ホリデープラン(N)」または「エンタメパックプラン」
にプランを変更することができるものとします。

第11条(本サービスの提供の解約)

1. 運営元は、第8条に基づき運営元が契約者に対して請求する料金を含む一切の料金等の支払いを、契約者が
累計で3ヶ月以上怠った場合には、契約者に対し事前に通知することなく、会員契約を解約することができ
るものとします。
2. 第8条に基づき運営元が契約者に対して請求する1ヶ月分の料金等が、金10,000円(税抜)以上となり、か
つ、契約者から運営元に対する当該料金等の支払いが遅延した場合、運営元は、契約者に対し事前に通知す
ることなく、会員契約を解約することができるものとします。
3. 運営元は、前各項に基づき、会員契約が解約に至った場合、解約理由を解消または是正した場合であっても
本サービスの復旧または再申込みを受付けないことができるものとします。

第12条(適用関係)

契約者は、本規約に規定なき事項については、「Toppa!会員規約」、提供元①が定める提供元①サービスに関す
る規約、提供元②が定める提供元②サービスに関する規約の定めが適用されることに同意するものとし、本規約
の解釈に疑義が生じた場合には、契約者及び運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。
尚、各規約の内容と本規約の内容が矛盾・抵触する場合には、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

第13条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは
特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以
下「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および、過去5年以内に反社会的勢力でなかったこ
と。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
 - ③ 反社会的勢力を利用しないこと。
2. 契約者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
 - ① 運営元または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める
暴
力的要求行為
 - ② 運営元または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 運営元に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ④ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ⑤ 前各号に準ずる行為
3. 契約者は、契約者が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、
不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を運営元に報告し、運営元の捜査機関への通報及び運営
元の報告に必要な協力を行うものとします。
4. 運営元は、契約者に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚(報道されたことを含みます。)した
ときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本規約に基づく
会員契約等その他契約者と運営元との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができ

るものとし、尚、本項による解除が行われた場合であっても、契約者は運営元に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、運営元は、本項による解除によっても、契約者に対する損害賠償請求は妨げられないものとし、

制定日：2014年4月1日
改定日：2014年6月20日
改定日：2014年12月1日
改定日：2015年6月1日
改定日：2016年11月28日
改定日：2017年1月18日
改訂日：2017年7月1日
改訂日：2019年6月1日

運営元：東京都豊島区西池袋二丁目41番8号
株式会社ハイホー